

平成29年度 ECO-TOPプログラム認定検討会（第1回）

速 記 録

平成29年11月14日（火）午後3時00分～  
都庁第二本庁舎22階 22A会議室

(午後 3 時00分開会)

○川道緑施策推進担当課長 それでは、平成29年度第 1 回「ECO-TOPプログラム認定検討会」を始めさせていただきたいと思います。本日は委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

私は、本研究会の事務局を務めます環境局自然環境部緑施策推進担当課長の川道でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、この検討会の第 1 回目でございますので、会長の選任がなされるまでの間は私が進行を務めさせていただきたいと思います。よろしく願いします。

本会議につきましては、基本的には傍聴ができるようにはしてございますが、本日は傍聴のお申し出はございませんでした。

それでは、まず第 1 回でございますので、事務局のほうから委員の皆様を御紹介させていただきます。五十音順で御紹介させていただきますので、一言御挨拶を頂戴できればと思います。よろしく願いいたします。

まずは菊地俊夫委員でございます。

○菊地委員 首都大学東京の菊地と申します。よろしく願いします。

○川道緑施策推進担当課長 続いて、黒沼吉弘委員でございます。

○黒沼委員 大妻女子大学の黒沼と申します。よろしく願いいたします。

○川道緑施策推進担当課長 次に、関正雄委員でございます。

○関委員 損保ジャパン日本興和、そして、明治大学でも教えております関と申します。よろしく願いいたします。

○川道緑施策推進担当課長 高松邦明委員でございます。

○高松委員 一般社団法人環境情報科学センター調査研究室の高松と申します。よろしく願いいたします。

○川道緑施策推進担当課長 村田千尋委員でございます。

○村田委員 特定非営利活動法人みどり環境ネットワークの村田千尋です。よろしく願いいたします。

○川道緑施策推進担当課長 森まり子委員でございます。

○森委員 東京商工会議所検定事業部の森と申します。よろしく願いします。

○川道緑施策推進担当課長 ありがとうございます。

続きまして、東京都側の出席者を御紹介いたします。

環境局自然環境部長の須藤でございます。

○須藤自然環境部長 須藤でございます。どうぞよろしく願いします。

○川道緑施策推進担当課長 同じく自然環境部計画課課長代理の小林でございます。

○小林課長代理 小林と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○川道緑施策推進担当課長 同じく計画課の野澤でございます。

○野澤主事 野澤と申します。よろしく願いいたします。

○川道緑施策推進担当課長 それでは、議事に入ります前に、自然環境部長の須藤から一言御挨拶を申し上げます。

○須藤自然環境部長 改めまして、須藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

このたびは、皆様ECO-TOPプログラム認定検討会の委員に御就任いただきまして、誠にありがとうございます。

ECO-TOPプログラムは、平成19年度から始まっておりますけれども、既に10年がたちまして、昨年度末までに214名の修了生を輩出したところでございます。ここまで継続して事業を進めてこられましたのも皆様の御協力があったのこととっております。改めまして、御礼申し上げます。

一方で、制度創設から10年が経過したということで、近年では国連におけるSDGsの採択やESG投資の拡大など環境とビジネスが一体不可分なものに変化しているなど、いろいろと状況も変わってきております。こうした中、私たちのECO-TOPプログラムにつきましても、受講される学生さん、あるいは参加していただく大学の先生方のECO-TOPプログラムに寄せる思い、期待、役割などについても、いろいろと当時とは変化してきているのかなと思っております。必要に応じて見直しもしていかなければいけないかと感じているところでございます。

委員の皆様におかれましては、より良い人材育成の実現に向けたECO-TOPプログラムのあり方や運営方法などについて、専門的かつ大局的な見地から御助言をいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○川道緑施策推進担当課長 それでは、大変恐縮ですけれども、部長はこれで退席させていただきます。

○須藤自然環境部長 申しわけありません。引き続きよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

(須藤自然環境部長退室)

○川道緑施策推進担当課長 では、議事に入ります前に資料の確認をさせていただきたいと思っております。

次第を1枚おめくりいただきますと配付資料の一覧がございます。

その後に名簿、座席表がございます。

右肩に資料番号を振ってございますので、資料を確認いただければと思います。

資料1は「ECO-TOPプログラム認定要綱」でございます。

資料2は「ECO-TOPプログラム認定検討会設置要綱」でございます。

資料3は「ECO-TOPプログラム認定審査基準」でございます。

資料4は「ECO-TOPプログラム変更申請等の手続の見直し(案)」でございます。

参考資料1は「変更申請関係様式(現行)」でございます。

参考資料2は「新規認定及び更新時の申請関係様式(現行)」でございます。

お手元の資料は一通りそろってございますでしょうか。よろしゅうございますか。

資料4については枝番の1～4までございますので、今、その確認はしていませんけれども、これから資料を説明いたしますけれども、不備、不足等がございましたら、挙手にて言っていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、ECO-TOPプログラム認定検討会としては初めての会となりますので、本検討会の所管事務等につきまして、事務局の小林から説明させていただきます。

○小林課長代理 それでは、私からECO-TOPプログラム認定検討会の所管事務等につきまして、説明させていただきたいと思います。

これまでECO-TOPプログラムでは、認定審査会と検討部会の2つがございましたが、これらの会議体が専門家会議と昨年度整理させていただきましたことなどを受けまして、このたびECO-TOPプログラムの認定検討会として一本化することで、検討組織の簡素化を図ることとさせていただきます。

お手元の資料1のECO-TOPプログラム認定要綱、それから、資料2のECO-TOPプログラム認定検討会設置要綱と資料3のECO-TOPプログラム認定審査基準、これら3つの資料につきましては、今回の組織の変更に伴いまして、関連する箇所をそれぞれ改正させていただいたところでございます。

本検討会の設置に関しましては、資料1、ECO-TOPプログラム認定要綱第3条に基づきまして、「知事はECO-TOPプログラムの認定等に当たって意見を聴取するためECO-TOP認定検討会を置く」としております。また、所管事務に関しましては、資料2、ECO-TOPプログラム認定検討会設置要綱に記載されていますが、第2条(1)～(4)にありますとおり、認定に関する事、変更の承認に関する事、認定の更新に関する事、その他ECO-TOPプログラムの推進に必要な事項に関する事ということで、認定検討会の所管事項に関しましては、全て従前の審査会設置要綱で規定されていたものと同じものとなります。

認定等の基準に当たりましては、資料3、ECO-TOPプログラム認定審査基準に規定されておりますので、適宜、御参照いただければと思います。

大変簡単ですけれども、本検討会の説明とさせていただきます。

○川道緑施策推進担当課長 まず、ここまでのところにつきましては、よろしゅうございますでしょうか。また、気になることなどございましたら、後でおっしゃっていただきたいと思います。

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。

最初に「(1)会長の選任」でございます。本日は、初めに会議次第でございますように、会長を選任していただきたいと思います。お手元の資料2、こちらは先ほど説明しましたけれども、こちらのECO-TOP認定検討会設置要綱第5条に、「検討会に会長1名を置き、委員の互選によってこれを定める」と規定されております。

会長の選任について、どなたか御意見がございましたら、御発言をお願いしたいと思いますが、いかがでございますでしょうか。

黒沼委員、よろしくお願いいたします。

○黒沼委員 首都大学東京の教授であられる菊地俊夫委員を推薦させていただけたらと思うのですけれども、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○川道緑施策推進担当課長 それでは、菊地委員を会長にということで、皆様、御異議がないということでしたので、菊地委員の会長就任につきまして、お引き受けをお願いしたいのですけれども、よろしゅうございますでしょうか。

○菊地委員 微力ではございますけれども、引き受けさせていただきます。よろしく願います。

○川道緑施策推進担当課長 ありがとうございます。

それでは、会長は菊地委員をお願いすることになりました。会長、真ん中のほうへお席を移っていただけますでしょうか。

(菊地会長、会長席へ移動)

○川道緑施策推進担当課長 それでは、改めまして、菊地会長から一言御挨拶を頂戴できればと思います。よろしく願います。

○菊地会長 ただいまECO-TOPプログラム認定検討会の会長に御選任を賜りました菊地でございます。

昨年度まで統合する前の審査会の会長ということでECO-TOPの業務には携わってききましたけれども、これからは一本化するということで、この検討会も重要な役割を担うことになるかと思えます。

それから、先ほど須藤部長からも御発言がありましたように、このプログラムが始まって10年たちます。10年たちますと、やはりどの制度でも同じですけれども、制度疲労というものが必ず起こってきて、なかなかうまくいかないところ、うまくいっているところがありますけれども、この検討会も、ある意味ではプログラムを検討するということもありますけれども、将来に向かって、これから新たな10年に向けてどういう方向性を示していくかも重要な役割になってくるかと思えますので、皆さんの忌憚のない意見が出ることを期待して、私どもは円滑に検討会を進めてまいらよう努力しますので、よろしく願います。

○川道緑施策推進担当課長 ありがとうございます。

それでは、これからの会議の進行につきましては、会長をお願いしたいと存じます。会長、よろしく願います。

○菊地会長 はい。

それでは、今日の会議次第をご覧ください、2つ目の議題になりますけれども、「(2) 会長代理の指名」に移ります。

まず会長代理についてですけれども、お手元の資料2、ECO-TOPプログラム認定検討会設置要綱第5条第3項をご覧ください。そこには、「会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する」と規定されております。

私としましては、私自身が自然科学の分野ということもありますので、人文科学分野・社会科学分野を中心にして広くこのECO-TOPプログラムにかかわってこられた黒沼委員にお願いしたいと存じます。

黒沼委員、いかがでしょうか。

○黒沼委員 微力ですけれども、お引き受けさせていただきます。

○菊地会長 そういうことなのですから、皆さん、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○菊地会長 それでは、黒沼委員に御承諾をいただいたので、会長代理を黒沼委員にお願いしたいと思います。では、黒沼委員、よろしく願いいたします。

○黒沼委員 よろしく願いいたします。

○菊地会長 次に、本日の議題の「(3) 変更申請等の手続の見直し」についてです。初めに事務局から説明をお願いいたします。

○小林課長代理 それでは、私から変更申請等の手続の見直しにつきまして御説明申し上げます。資料4をお開きください。「ECO-TOPプログラム変更申請等の手続の見直し(案)」でございます。少し説明が長くなりそうですので、ここに1、2、3と3つの項目がございますが、1のところの説明が終わりましたら、一旦御検討いただければありがたいなと思っております。

まず「1 変更申請の見直し」につきまして御説明申し上げます。

今回、変更申請時の手続の簡素化の観点から、大学側から都への提出書類を一部省略するなどの手続の見直しを行いたいと考えております。現状の制度におきましては、各大学は新規の認定の際に詳細な事項に関する審査を受けていますが、それに加えまして、認定要綱第7条に基づき各大学が6年ごとに認定の更新を受けることとされていまして、更新申請の際にも詳細な事項に関する審査を行う仕組みとなっております。

さらに、認定大学におきましては、認定審査基準第8条に基づきまして、教育の量や教育の手段、方法などに即しましてプログラムを点検する教育点検システムの規定がございます。つまり、既に大学側で独自に継続的な改善ができるシステムを制度上有していると言えます。

そこで、今回カリキュラム等の軽微な変更時におきましては、必要最低限の書類提出で済むよう手続の簡素化をするというものが今回の事務局案の概要でございます。

審査事項や提出書類の具体的な変更内容の案につきましては、資料4-1のとおりでございます。資料4-1をお開きください。

資料4-1には上下2つの表がございますが、上の表は現行の変更申請時における審査項目と提出書類の一覧になります。下の表は、今回の見直し後における審査項目と提出書類一覧の案になります。

まず、上の表でございます現行の審査項目及び提出書類について御説明申し上げます。

表の左上に「変更内容」とあるその右側の上段に、順に事務局受理事項、審査事項（検討部会意見聴取事項）、審査事項（審査会意見聴取事項）と記載されております。これは、例えば大学に関する情報に変更があった場合は、事務局で受理するだけとなりますが、単位数に変更が生じた場合は、検討部会で意見を聴取することを示したものになります。また、それぞれの変更が生じた項目ごとに、丸で表示されている行の左側に記載してあります各様式を御提出いただくことになっております。

例えば、先ほどの大学に関する情報に変更があった場合には、学部学科等の概要を記しました様式2を提出していただくこととなります。また、単位数に変更があった場合には様式3-1、様式4-1、様式4-2、様式5を提出していただくこととなります。単位数の変更がインターンシップにかかわるものであれば、様式5にかえて様式6-1を提出していただくこととなります。

また、一番右側の列に関しましては、カリキュラムの大幅な変更と認められる場合は、別途審査会を開催しまして、審査会の委員の意見を聴取することを示しています。

変更申請に係る現行の様式につきましては、参考資料1に添付してありますので、適宜御参照いただければと思います。

次に、資料の下段、「審査事項及び提出書類の見直し（案）」でございますが、表中に黒く塗り潰してある箇所につきましては、今回の見直しで審査事項や提出書類の手続を省略しようとしているものでございます。また、赤字で記載している箇所につきましては、今回の見直しに伴う変更点あるいは追加箇所を示してございます。

まず、真ん中にごございます「1 審査事項の見直し (1) 「カリキュラムの大幅な変更」の削除」について御説明申し上げます。

これまで審査会と検討部会の2つの会議体がございましたが、このたび認定検討会として一本化いたしました。そこで、今後は変更申請の全てのケースにおいて認定検討会でまとめて議論できることになりましたので、別途、審査会に意見聴取することを想定していました「カリキュラムの大幅な変更」という項目は必要がなくなることとなります。そこで、この項目については削除しております。

次に1の(2)申請事項について、必要に応じて検討会へ意見聴取できるものとするとした件でございます。これまで、中には形式的で軽微な変更申請の内容であっても、全て検討部会にその可否の判断を求めてまいりましたが、昨年度から審査会及び検討部会は専門家会議として専門家から意見聴取する会議として整理されましたので、軽微な変更などを含めて全て検討会で議論をするということではなく、今後は審査事項の内容に応じて必要な場合に検討会で意見聴取するという整理に改めたいと考えております。

次に1の(3)インターンシップ履修計画を整理上、項目出しをするというところですが、これは、これまでの表の見方が分かりづらかったことがございまして、インターンシップ履修計画をシラバスの項目から外出しをして整理したものになります。実質的な変更点はございません。

続きまして、「2 提出書類の見直し」でございます。

まず、2の(1)でございますが、冒頭で御説明申し上げましたとおり、更新申請で詳細な審査が入りますので、その間の変更申請の段階では、必要最低限の審査のみといたします。そこで、様式3-1、様式3-2、様式4-1につきましては、変更申請の提出書類からは除くものとして整理したいと考えております。

この3つの様式につきましては、少し簡単に説明させていただきたいと思っております。

まず、様式3-2ですけれども、こちらは教員プロフィールを示したものになります。こちらは各科目の担当教員を示すことでシラバスを補完する資料になりますが、個人情報でもありますし、更新申請で確認できていれば、変更申請の時点でそこまでは求めなくてもよい資料というふうに整理できればと考えております。

また、様式3-1、教育課程及び教員に関する様式につきましては、様式3-2で申し上げました教員情報がなくなれば、あわせて必要なくなる資料と考えております。

また、資料4-1、カリキュラムの概要につきましては、個別に資料提出いただいているカリキュラムやシラバスの一覧になります。カリキュラムが大幅に変更となる場合には、一覧として大変分かりやすい資料にはなりますけれども、この様式で新しい情報が得られるわけではございませんので、変更申請の際には必ず提出していただかなくてもよい資料として整理したいと考えております。

次に、2の(2)科目名または単位数を変更するときは様式4-2カリキュラム(履修モデル)の提出のみとするとしていた件でございます。

これまで、科目名や単位数のみを変更する場合でも、シラバスを必ず提出していただいております。しかし、科目名や単位数の変更だけであれば、様式4-2カリキュラム(履修モデル)の提出のみで確認することができます。そこで、科目名または単位数のみの変更であれば、様式5または様式6-1シラバスの提出は不要とする整理にしたいと考えております。

ちなみに、今、御説明申し上げました「カリキュラム(履修モデル)」についてですが、お手元にこちらのパンフレットはございますでしょうか。こちらの3ページから6ページにかけて掲載されています、各大学のカリキュラムのことを指しております。基本的にこのECO-TOPプログラムはカリキュラムを認定しているものになりますので、何か事由の変更があれば、ここに記載している内容の確認を担保する資料として御提出していただければ足りるという手続に改めることができると考えているところでございます。

次に、2の(3)シラバスを変更するときは、様式4-2の提出を追加するというものでございます。

シラバスの内容だけの変更であれば、様式4-2「カリキュラム(履修モデル)」に変更が生じるものではございませんが、先ほどと同じ理由でカリキュラムだけは各大学から御提出いただき、全体のカリキュラムの中での個別の科目やシラバスの位置づけを確認させていただくため、一緒に御提出いただければと思っております。

なお、これまでも認定要綱第6条に基づきまして、変更申請の内容につきましては、必要に応じて認定校に対しましてヒアリング、又は資料の提出を求めることができるとしております。今回、提出書類の簡素化は行いますが、引き続き資料の提出を求めることができるという規定につきましては維持しまして、必要な場合には確認できる仕組みは残したいと考えております。

以上が変更申請の見直し（案）になります。一旦ここまでで御議論いただければ幸いです。

○菊地会長 わかりました。

では、変更申請の見直しについてただいま説明がありましたけれども、何か御質問あるいは御意見がありましたら、遠慮なくお申し出ていただくように、自由に討議していただければと思います。

これは、皆さん見ていただくとわかるように非常に大きな変更ですし、多分こういう変更によってECO-TOPプログラムの質が担保されるかどうかを皆さんに検討していただければと思います。

いかがでしょうか。どうぞ。

○黒沼委員 口火を切らせていただきます。2つほど確認をしたい点があります。1点目は、これは変更申請の手続のときの見直しということで、申請時と更新時は今までと同じような書類が全て出てくると考えてよろしいのですね。

○小林課長代理 はい。

○黒沼委員 そうすると、そのときには全て審査をして、チェックを認定検討会ですることになるのでしょうか。それが1点です。

2点目は、多分今後のことにもかかわってくると思うのですが、これを外すという方向性を考えると、要するにECO-TOP自体を資格ではなく、今後、都が認定する修了証みたいなもので位置づけるという方向で考えているのかどうかということです。例えば教職免許であれば、確実にこれを全部チェックしますね。そういったところにかかわってくるのかなと思ったものですから、その2点を確認させてください。

○川道緑施策推進担当課長 では、1点目につきましては、おっしゃったとおりで今のところは考えてございまして、あくまでも新規の申請の際と、あるいは更新の申請の際には従来どおりフルセットで見ることを今のところは考えてございます。その間、軽微かどうかは別にして、変更をする際には基本的には各大学の教育点検プログラムでその変更前後で質が担保されることを念頭に置きまして、あくまでも大学のほうで質は担保していただきながら、変更した内容についてその理由を添えて報告をしていただく、我々は報告を受理し最低限の審査にとどめるという変更を考えてございます。したがって、6年間なら6年間の間の変更については、説明したとおり簡素化はしますけれども、新規と更新の際は従来どおり審査するというように考えてございます。

2点目につきましては、資格にするのか、あるいはただ修了証だけにするのか、重みづ

けと言ってもいいのかもしれませんが、そこについては実は議論が必要なところかと思っております。ただ、資格化という形をきちっと定義をすることにつきましては、大学側からもそういうふうにしてほしいという御要望がありましたけれども、やはり検討した中で、都のほうとしてもかちとした都の正規の資格でございますと定めるのはなかなかハードルが高いことを考えますと、やはりこのプログラムを修了しましたという認定になるという、後者の位置づけのほうが我々の今考えているところでは近いのかなと考えております。

○黒沼委員 ありがとうございます。ということは、いわゆるエコなマインドを持った人たちが、この修了証を持っている人というのはそういうふうな人間なのだよということを都が修了証で証明してあげていると言ったらいいのでしょうか。

○川道緑施策推進担当課長 おっしゃるとおりです。

○黒沼委員 わかりました。

○菊地会長 黒沼委員の質問がありました2番目の問題というのは、これから私たちがこの検討会で多分繰り返し議論をしていかななくてはいけないところかと思っています。というのは、やはりこのECO-TOPプログラムをどうブランド価値を高めるのか。資格にするのか、あるいはプログラムの修了証みたいなものにするのかということで、どういう位置づけがいいのか。先ほどのものは東京都の一応の結論ですけれども、検討会としてはそれにとらわれることなく、やはりこのブランド価値をどう高めていくかは、おいおいというか、時々議論していく必要があると思います。

ただ、私の個人的な見解を言えば、資格だろうがプログラムであろうが、やはり持っている人がそれをどういうふうにするかが非常に大事で、実は私どもの大学、私の学科でよく取っているもので気象予報士という人気のある資格があるのです。難しいのですけれども、それは結構取っているのですけれども、取っているからといって、別にそれで何か役に立つかという、役に立たないのです。テレビ番組で出ているような、あるいは協会などに行って活躍しているのはほんの一握りなものですから、そうするとそれをどう使うかということにかかわってくる。ですから、ECO-TOPもプログラム修了証にしる、資格にしる、どういうふうにするかをこれからこの検討会で検討していく必要がある。やはりそれもブランド価値を高めるということになるかと思っています。

私の余計な話をしてしましまして、申しわけありません。ほかに何かこの変更申請の見直しについて何か御意見はありますでしょうか。

多分、大学のほうからも、今までの軽微な申請であっても、非常に複雑な、あるいは手間のかかる申請をするのでということで都にもいろいろと要望があって、こういう変更申請を考えられたと思うのです。

先ほどのものを皆さんでざっと見ていただいて、更新であるとか新規についてはがっちり従来どおりの審査をする、あるいは従来どおりの資料を出してもらう。ただ、軽微な変更については、こういった簡略化した手続で済ませるということであって、そういった

意味ではECO-TOPプログラムの質の担保という点では、そう問題はないということによろしいでしょうか。

○村田委員 変更をして大学側の負担軽減ということになっていると思うのですが、ヒアリングをして、これをやったことに関しての効果はどれぐらい見受けられましたか。

○川道緑施策推進担当課長 これまでの効果という点ですか。

○村田委員 この変更の効果がありそうですか。軽微な。

○川道緑施策推進担当課長 いわゆる簡素化されたことによって大学側にメリットがあるというか、喜ばれるか、ということですか。

○村田委員 そうです。どのくらい大学側に。どちらかというとなら大学のためにやっている。学生さんを出して下さっている大学側のためにされているというのがあったのではないですか。それがどのくらいの効果として、変更のいい点というのは、どのくらい効果としてはありそうですか。

○川道緑施策推進担当課長 大学でいろいろな手続を処理なさっている声を聞かないことには本当に正しいところは分からないのですが、ちょっとした変更、例えばシラバスの内容をちょっと変えるだけでも、それなりにフルセットでというか、一式で出してもらおうということをしていましたので、やはりそれは大学側からすると非常に負担感があるというのは意見交換の場でも従来から出ていました。

今回、例えば大学の教員のプロフィールなどにつきましても、審査をする上では、やはり先生のお人柄とか教育の専門分野などとシラバスの内容をセットで見たほうがどんな講義をされるのかが分かりやすいというので、教員プロフィールを欲しいという話もあったのですが、それは事務局が見ても、特段、その先生のプロフィールでもって何か情報が得られるわけでもなく、我々はそれほど専門性を持っていないものですから、我々事務局には要らないだろうというので削りましたので、そういった変更は大学の中でも細々出てくるのですが、そのたびにプログラムごとに書類を交わして不備があるとかないとかとやる煩雑な手間がなくなるのは、本質的なところにしっかり集中できるという意味では価値はあるのかと。物理的に何時間分ぐらい削減という定量的なものは出ないのですが、結構な事務量の削減にはなるのかと思います。そういうことで、御質問に合っていますでしょうか。

○村田委員 はい。先生はこれである程度満足が得られているのかと感じたので。

○川道緑施策推進担当課長 どうですかね。

○村田委員 それを実際には直接的な意見はまだ伺ってはいないのですか。

○川道緑施策推進担当課長 そうですね。

○菊地会長 それぞれの大学の事情によって違うと思いますが、こういう要求をする先生は上のほうの先生だと思いますけれども、多分こういう書類を書くのは各大学の助教と言われている先生が書かれると思います。そうすると、私が見ている範囲ではその助教の先生の労度というのが、従来ですと結構多いのです。こういうふうに簡略化すること

によって、恐らく半分とか3分の1ぐらいになるのだらうと。助教の先生は、私から言わせてもらえば、事務的な仕事をやるよりは研究をして、さらにグレードアップというか、バージョンアップしてキャリアアップしてもらいたいというのがあるのですけれども、こういう事務的な煩雑な仕事はなるべく簡略化していただければ非常にありがたいというところはあります。

だったら教授の先生がやれよということですが、教授の先生は事務が苦手な先生が多いものですから、またさらに難しいかと思しますので、そういった意味ではありがたいと思います。効果はこれからしっかりと検証していくことが必要かと思えます。

○川道緑施策推進担当課長 まず、今回、大幅に資料を削減するというので、大きく変わったのはまさに黒沼委員が初めにおっしゃった質問そのものなのですけれども、簡素化するかわりに我々が細かくチェックをする機能が機能しなくなりますので、大学側にその辺の質の担保を委ねるところが一番大きな変更点となっているかと思えます。

そのかわりにとっては何ですが、事務が簡素化をされますので、その簡素化される部分はもしかしたらこれよりももっと簡素化しても支障がない部分もこれから出てくるでしょうし、逆に簡素化したことで質の担保が難しいのではないかというので、削ったけれども、元に戻す必要が出てくるかもしれませんし、何かしら新しい書類を出すことで、それにかえて、ほかのボリュームを削るみたいな変更点がこれからも出てくるかと思えます。それにつきましては、今回の検討会で御意見を頂戴したものを踏まえて、その後、もう一回、大学の事務局のほうにフィードバックをして、意見交換をしながら、もしまた資料の追加とか削減があれば、この場で御提案をして、より一層効率的な、無駄のない書類に整理していきたいなと考えております。

○高松委員 ほかの部分でもいいですか。

○菊地会長 いいです。どうぞ。

○高松委員 これは委員の皆様には私は聞きたいのですけれども、教員のプロフィールはなくして大丈夫なんなののでしょうか。というのは、今までもシラバスの内容に疑義があるときは、教員のプロフィールをバックグラウンド情報にして、この先生ではということもあったかと思えます。やはりシラバスと教員プロフィールはセットで見られるのがいいのではないかと思うのです。

○黒沼委員 その点も、私自身は先ほど御質問させていただいた、資格なのか修了証なのかということにかなり関係してくるのかと思っています。ただ、そうはいつでも、やはり教員のプロフィールは大切な部分ではあると思えます。

もう一つ私が気になっている点は、たしかこれは後で議題になるのではないかと思うのですけれども、6年間の間で更新をしない大学であっても、その次の年に、その年だったか、1年生として入った学年が卒業するまでは認めましょうみたいな検討があると思うのですけれども、そうすると10年間の期間になるのです。10年間の期間、いわゆる詳細なチェックが入らないで担保されるのかはちょっと疑問に思ったところです。疑問というか、

大丈夫なのだろうかと思ったところがあります。

6年で更新をしていただければ、チェックはできると思っていたのです。

○菊地会長 それはいかがでしょうか。

○川道緑施策推進担当課長 教員のプロフィールにつきまして、今、高松委員がおっしゃったことがまさにあって、我々も削っていいものかどうか判断がつかなかったのです。

少なくとも検討委員会は年1回とかせいぜい2回ぐらいかと、通常の回数としては設定してしまっていて、そうすると、毎回変更の内容について教員プロフィールなどをお示ししてお諮りしてとやっていると、従来と何も変わらない状態になるのかと思って、我々のほうで簡素化をして、報告はするけれども審議はしませんという話を仮にそういうのであると、我々にはその審査能力がないので、審査できない書類を、教員プロフィールを我々が受け取ってもしようがなかろうというので削ってみたのです。教員プロフィールに関しては、我々の審査能力はないので、事務局として受理しても、足りる足りないとか、良い悪いの判断がつかないものですから、削ってみたのですけれども、今みたいなお話を踏まえた上で、教員プロフィールは1枚は必要だとかというものがあるのであれば、それを戻すことも一つの今日の結論として変更を、消したけれども戻すという作業もあっていいのかなと思います。我々のほうでは、そこはどうしようかと悩んでいるところも正直あります。

あとは、先ほどの6年というところの話も、これもいわゆる6年間の間で大幅な変更があった場合には、審査会なりを開いて、もう一度しっかり見ましょうということで、質を随時大きな変更があるたびにしっかりと新規のときと更新のときと同じような審査をして、質を担保し続けるということがあるから、6年間一本で来たのですけれども、今回、簡素化をしてその間は自主性に任せますとなるとした場合に、6年というスパンが適切なのかというと、それはもちろん見直す一つの余地はあるのかなと思っています。もしかしたら4年ぐらいがいいのではないかとか、5年一区切りでいいのではないかというものも含めて、このぐらいがいいと思うという御意見があれば、それを参考にしたいと思います。6年でそこは変えませんという我々の確固たる理由があるわけではないというのが正直なところではあります。

○菊地会長 その辺はやはりこの検討会で少しまた問題があれば、議論があれば、変更の可能性があるということですか。

○川道緑施策推進担当課長 はい。そうです。

○菊地会長 変更があつて10年というのはちょっと長いという気もしますね。ただ、その場合はどうするかというのは、次の議題にもなってくると思いますけれども、その辺はまた少し考えなくてはいけないと思います。

それから、プロフィールについては、私個人としては省略してもいいと考えています。というのは、一応、大学の先生なので、それぞれの大学で採用のときには資格審査を受けている。ですから、それなりに見識はあるだろう。その人間性はプロフィールの紙ではわかりませんから、どういう人なのかはあれですけれども、書かれていることは、どこどこ

大学を出て、専門は何で、どういう研究をしている、どういう勉強をしているみたいなことが書かれている。それについては、それぞれの大学である意味ではしっかりと審査して大学の教員に採用されている。あるいは、非常勤講師を雇う場合も、大学の人事委員会のほうで大学の教育プログラムを担うような人材なのかどうかをしっかりと検討されていることを踏まえれば、あえてこちらのほうで審査する必要はないかなと思いますけれども、それはいかがですか。

○森委員　ここ2～3年委員をさせていただいて、今の議論で思いますのは、教員プロフィールが必要かどうかというよりも、シラバスの書き方というか、余りにもざっくりし過ぎていて、よく分からないというみたいな、毎回の科目の授業の中身が1行ずつで、それだけだと分からないので、プロフィールがあったほうがということになっていくのだと思いますので、できれば、むしろきちんとシラバスを書いていただくほうに力を置いていただいたほうが本来の簡素化の趣旨にも資すると思いますし、検討の内容にもプラスになると思います。確かに、プロフィールにけちをつけるというとおかしいのですが、我々がどうこうということでは余りないのかなと。なくしていいものであれば、本来なくしてもいいのかなと思いますので、高松委員がおっしゃるように、確かにあのシラバスではねというのが過去にあったのかなと思いますので、是非どちらかといえばシラバスの書き方のほうに改善をお願いしていただいたほうがいいかと。

○川道緑施策推進担当課長　もともと簡素化するに当たって、我々がどうしても削れないものは何なのかという話で考えたときに、やはりECO-TOPはカリキュラム認定なので、この履修プログラム、カリキュラムとそのカリキュラムのそれぞれに書かれている講義の組み合わせを認定しているのがこのECO-TOPプログラムとなりますので、当然、各カリキュラムの中に書かれている一つ一つの講義、これが先ほどのシラバスと教員とセットでどんな講義をするのか、どんな内容を教えてもらえるのかが決まる。あとはその組み合わせで決まるということなので、新規のときとか更新の際はそこをしっかりと見ますので、当然シラバスと教員とをセットにして各講義の中身についてしっかりと審査をする。あとは、カリキュラムで、その全体のバランスについてもしっかりと審査をするということをやっています。

その間の変更については、教員だけが変わります、あるいはシラバスだけが変わりますといういろいろと変わる内容はあると思うのですが、その組み合わせが変わっても当初に申請をして、いいですよと言われたプログラムのカリキュラムだったり、各講義の内容の質は担保されるという前提に立って、変更については必要なものだけもらう。必要なものは何ですかというと、最低限見なければいけないのは、ここに書いてある講義、それぞれの中身が何なのかというシラバスと、あとは履修モデル、カリキュラム、この2つは絶対外せないものですが、それ以外は全部削いだのが今の状況になっています。

今、森委員がおっしゃったように、シラバスだけ見ても分からないというのは、もし仮にあるのであれば、それは教員のプロフィールやシラバスも含めてちゃんとわかるような

状態にしてくださいというのは、新規の申請と更新申請の際にはしっかりと資料や情報に不備があれば補正をして出してもらうこととなりますので、そこで一回は担保されるのです。それでもよとしてしまおうという簡素化が今回の考えなので、仮にその真ん中でシラバスが変わったとしても、内容に変更はありません、更新申請のときにやった講義から中身としては変わりませんと言っただけであれば、それを信じるという前提に立ってそいでいます。

ですから、それで本当にいいのかという疑義があるとすると、カリキュラムが変わりましたとか、講義の中身ががらっと変わった感じがして、いま一つ従前従後で同じ講義名だけでも中身が同じかどうかはちょっと分からないなというので内容を詳細に審査をしましょうというのであれば、個別に検討会を開催するみたいな選択肢もあってもいいのかなと思います。

なので、この様式の4-1の審査項目というのが、必要に応じて意見聴取ということで、基本的には大学を信用して受理をして最低限の審査の後、検討会に報告をするということで済ませたいと思っているのですけれども、どうしても質の担保という点では何か御相談をする必要がある場合には内容を詳しく審査することもあってもいいのかと。まだ実際の事例がないので分からないのですけれども、そういうふうにもう今のは考えてごさいます。

○菊地会長 多分、今、森委員が言われたように、シラバスは非常にこれから重要な資料、審査材料になってくるし、大学自体もシラバスにこれから力を入れているし、文科省なども変なシラバスだと指導が入るのです。それからシラバスについては、多くの大学はホームページで公開をしています。ですから、それが世間一般にちゃんと分かりやすいように書かれていることが前提になっていますので、シラバスでなるべく講義の内容がわかるようにということがそれぞれの大学では求められています。

今、言われるように、シラバスをきちんと我々が精査して、プログラムの担保を見ていく。そのシラバスがだめだったら、この検討会から指導をして、もうちょっとわかりやすく書いてくださいということは言ってもいいのだろうと思っています。

ひところのように1行で済ませるようなシラバスは文科省から指導が入って、書き直しさせられています。私なども大分書き直しさせられた記憶があるのです。ということなので、大分改善はされていると今は思いますけれども、それでも不十分な場合があるかもしれませんけれども、ある意味ではシラバスを見ることによってどういう講義なのか、あるいはその先生がどういう意図で自分の講義をしていくのかはある程度わかる。それから、ある意味で、先ほど高松委員が危惧していましたが、その先生の質もシラバスを見ると何となくわかる気がします。見ていると全然ストーリー性がなかったり、本当に自分の好きなことしか教えていなかったり、基本的なことがないとか、そういう授業もある。そうすると、そういうのはやはりECO-TOPには向かないので、きちんと基本的なものを教えてくださいということになるのかもしれない。

そのほかに何かお気づきの点がありますでしょうか。

では、どうでしょうか、こういう基本的な、今の皆さんの意見あるいは問題点、心配な点が挙げられたと思いますけれども、おおむね事務局が提出しました更新申請の手続の見直し(案)ということで、一応こういう内容でやってみるということではいかがでしょうか。

それで、これをもしやるとすれば、今年度から始まるということでしょうか。

○小林課長代理 今回、この場で見直し案について了承をいただけるようでございましたら、この後、認定要綱等、規定をそれに合った形で修正をしなければなりませんので、まずはその修正手続に入らせていただきたいと思います。その上で、各大学にも共有をさせていただいて、その後の変更申請から適用という形になります。

○菊地会長 ということは、第2回の検討会のときには新しく変更したものについての資料が出てきて、私たちがそれを見て、良いのか悪いのかという検証はできるということですか。

○小林課長代理 そうです。次回、今おっしゃった第2回の検討会につきましては、恐らく今年度末ごろを予定していますので、そのころには新しい認定要綱に基づいて審査できることになるのかと思っております。

○菊地会長 変更の申請、変更したものの新しいやり方については、その2回目で我々が見て、効果があるかどうか、いいかどうかは、またそこで検討はできるということでしょうか。意見の中でこういったことは一応お認めくださったということでしょうか。

○黒沼委員 一つよろしいですか。この変更(案)でよろしいと思うのですが、今、会長が言われたように、是非今年度の審査のときにもう一回見直して、本当にこれでいいのかどうかをここでもう一回でも議論をしたほうがよろしいのかなと思います。多分、会長が言われたように、大学がアドミッションからカリキュラムからディプロマポリシーまで全部書き直されていて、しかもその流れに沿った形でのシラバスを書かせられていますので、完全に積み上げ方式のような形で、どの科目がどうつながっているのかみたいな形で書かせられている部分がありますので、書かせられているといたらおかしいのです。本当はそうあるべきなのです。

ですので、共通認識の中でそういうものがだんだんできつつあるということで、ただ、それも移行期なので、どの程度今回のやり方が本当に適切なのかをもう一回見直したほうがいいと思います。

○菊地会長 東京都としては二度手間になるかもしれませんが、変更した後に、変更後の手続の状況、あるいは内容を見て、もう一回これが良かったか悪かったかというところを検討会で検討させていただければと思います。それでよろしいですか。

○川道緑施策推進担当課長 我々としても、まずはなるべく削れるだけ削ってみましたという案でございますので、それが質を担保する上で不備・不足があるのであれば見直していく必要があるという前提に立ってございますので、まずは一回試させていただいて、そ

の中で、例えばまずは簡素化したのだけれども、出てきた書類だけを見たのでは、どうしてもこの書類が欲しいとかというものが出てくるかと思うのです。その場合には、必要な書類については出していただきたいということで、大学側にもお伝えした上でこの変更の話はまずはお伝えしたいと思います。まずトライアルで一回やらせていただいて、少しずついい方向に修正していきたいと思います。

○菊地会長 ありがとうございます。

次に2番目の説明をお願いします。

○小林課長代理 それでは、資料4にお戻りいただければと思います。

残りの見直し項目でございます2と3をまとめて進めさせていただきたいと思います。

まず、「2 認定の有効期間の見直し」について御説明申し上げます。

こちらはECO-TOPへの興味が低下した大学があった場合、今後発生する可能性がある手続として検討したものでございます。

ECO-TOPプログラムでは、認定の有効期間につきましては、6年以内に更新を受けなければ、その効力を失うこととなっております。一方で、例えばある認定大学に本プログラムの更新をする意思がなくなった場合でも、更新のタイミングにおいて現に履修生が在籍していることが想定されます。言いかえれば、今後、更新をする意思はないけれども、ECO-TOP履修生の修了前に6年間という更新の期限が到来するケースを想定しています。

この場合、その大学はECO-TOPの継続をする意思がないにもかかわらず、現状の制度においては、その履修生のために更新申請の手続を踏まなければなりません。そこで、このたびこうした場合において、例外規定として認定の有効期間の延長ができるようにしたいと考えております。

2の(2)見直しの内容でございますが、ここに見直し後の例外規定がございます。各大学において本プログラムを更新する意思がなくかつ現に履修生がいる場合には、その履修生が修了するまでの間に限り、認定の有効期間を延長することができればと考えているところでございます。延長の期間につきましては、最大4年間をここでは提示させていただいております。

ただし、大学が有効期間の延長をした以降につきましては、更新の申請をすることはできないというふうにしたいと考えております。つまり、一旦有効期間の延長を申し出たら、その大学は有効期限の到来をもってECO-TOPの認定からは外れる。もし、仮にその大学がECO-TOPプログラムに再度参加したい場合には、新規の手続を踏まなければならないこととなります。

以上が、「2 認定の有効期間の見直し」に関する説明になります。

続きまして、「3 その他」について御説明申し上げます。

3の(1)申請書類の追加についてですけれども、先ほど認定の有効期間の見直しに関連しまして、新たに資料4-2を追加いたしました。資料4-2をお開きいただければと思います。

資料４－２「ECO-TOPプログラムの認定有効期間延長申請書」でございます。

この様式の記書きに、延長する理由、延長前の認定有効期限、延長後の認定有効期限をそれぞれ記入していただくこととなります。ちなみに、ここで延長前の認定有効期限につきましては、前回の更新から６年目に当たる日時を記入いただくこととなります。こちらが資料４－２の説明となります。

続きまして、資料４－３をお開けいただければと思います。

こちらは、ECO-TOPの課程認定取下げ申出書です。今回、こちらの様式も加えたいと考えております。

こちらは、これまでECO-TOPプログラムの認定要綱の第８条に認定の取消し規定がございましたが、大学側の事由により認定の取り消しができる規定が整備されていませんでした。そこで、資料４－３の認定取下げ申請書を新たに追加したいと考えております。こちらも今後発生する可能性を想定した手続の見直しとなります。

資料４の最後、その他の「(２) 新規認定及び認定更新の申請様式」についてです。こちらは先ほど御質問があったところではございますが、今のところ事務局といたしましては、新規認定と更新時の様式につきましては特段の変更は想定しておりません。参考までに、現状の様式をご覧くださいと思います。

資料４－４をお開きいただければと思います。こちらは、新規認定及び更新時の申請様式一覧となります。既存の変更申請の一覧には含まれていないものとして、様式７の人材育成の理念、様式８の教育点検・改善方法がございます。また、今回の見直しに伴いまして、変更申請時点で提出不要とする様式３－１、様式３－２、様式４－１についても全て含まれております。

以上のとおり、変更申請の様式を簡素化する一方で、新規の認定、更新時の様式については手を加えず、これまでと同様、詳細な審査を継続する方向で考えております。

なお、新規の認定、それから更新時における現行の様式につきましては、参考資料２として添付してございますので、適宜、御参照いただければと思います。

以上で、変更申請及び更新申請手続の見直しについて説明させていただきました。

○菊地会長 資料４－２と４－３に関して今説明がありましたけれども、何か御質問や御意見がありましたら、お願いいたします。

○黒沼委員 大きなところで一つよろしいですか。取り下げのことについて、４－３の書類についてお伺いしたいのですけれども、効力が６年でなくなったときには出す必要はないのでしょうか。それとも出すように求めるのでしょうか。

○小林課長代理 今想定しているのは、単純に効力がなくなる場合は特に提出していただくかなくてもいいかなと思っております。ただ、こういう事例があるかどうかは分からないのですけれども、大学側が特段の理由でまだ効力があるにもかかわらず早目にやめたい、削除したいという場合において、今、規定上、何も整備されておりませんので、その整備をするものになります。実際にこういった事例が出てくるかどうかは、正直、私たちも分

からないところではありますが、あくまでも規定の整備と考えております。

○黒沼委員 免許証みたいなものですね。

○小林課長代理 そうですね。

○川道緑施策推進担当課長 2つございまして、もう1個前の資料の4-2の認定有効期間延長申請書とセットなのですけれども、大学側の何らかの理由によりましてECO-TOPプログラムの認定校から外れたいというお話がどこかのタイミングで決まったとして、決まった瞬間には既にECO-TOPプログラムを受けることを念頭に入学されている学生さんがいらっしゃる場合に、その方々についてはできれば責任を持って最後まで面倒を見てあげていただきたいという思いで、大学1年生の人を最後まで見届けられる4年間を最長ということで書かせていただいています。

逆に、認定期間が6年ありますと言っているのだけれども、1年目か2年目で更新なり新規で入ってすぐにやめますという事例があるのかどうか分からないのですけれども、認定校として広く周知されたり、PRされては困る事例が発生した場合に、今、規定にそれが無いものですから、我々は受け入れませんので認定を取り下げてくださいというのをしっかりと挙手していただくことによって、こういうプログラムとかもPRの募集のこういう冊子から正式に落とすということで、これを見た高校生とかがこの大学にはこうした制度があるのだと勘違いして入ってくることを未然に防ぐために、正規の手続を設けたものでございます。

○黒沼委員 よく分かったのですけれども、例えば、3年目とか4年目にやめたいと。こんなケースがあったら困るのですけれども、あったときに、例えば取り下げの申請書を出すと。だけれども、3年目になると、あと1年必要だから延長の申請も同時に出すことになるのですか。余計な話をしてしまって済みません。

○川道緑施策推進担当課長 実は、まだそこまで考えていなくて、2つあると思います。そういうふうにかっちりとやっていただくのもありだと思います。延長する理由のところに、新規で受け入れはやめるので取り下げを出しますけれども、今3年生がいるのであと1年は経過措置でくださいとってセットで出すという出し方もあると思いますし、別にあと1年で自動で失効するので、わざわざやめますは言わないのだけれども、こういうのに載せるのは勘弁してくださいという運用でふんわりと対応する場合もあろうかなと思っています。そこは大学側と相談しながら必要に応じて対応できればいいかと思っています。

○関委員 認定の取り下げの申し出をする理由なのですけれども、いろいろな事情があるのでしょうか、例えば、先生の手当がつかないとかといろいろあると思うのですけれども、カリキュラムで求められている科目の維持ができなくなったという場合に下げたとして、在学中の学生が結局その科目を履修したくてもできない状況になっているときは、すくってあげたくても救えないですね。

○川道緑施策推進担当課長 救えないと思います。

○関委員 その場合はもうやむを得ないのですか。もちろん学生にとっては諦めてもらう

しかないということですか。

○川道緑施策推進担当課長 我々としても非常に申しわけないと思うのですが、そこは大学の自治の範疇かと思えますので、うちはやっていますとって掲げたものを途中で断念する場合のフォローアップも含めて大学側で責任を持って面倒を見ていただかざるを得ないのかなと。東京都としては、そこには踏み込めないのかなという認識で今のところおります。

○関委員 あとは、取得しなければいけない科目が残っていて、それを在学中にちゃんと取る見込みがあり、大学側も科目の維持ができるということであれば、正規に課程を修了した者としてみなしてあげようという趣旨と考えていいのですか。

○川道緑施策推進担当課長 ただ、もともと新規なり更新の際にこれで講義の内容とカリキュラムの単位数の合計との組み合わせを認定していて、プログラムの認定校からは脱退するのだけれども、今ここに出ている3年生と4年生の科目については引き続き教科として残るので、それを取ればいいですよということなので質を担保なさるのであれば、先ほどの話と同じで、認定校としての取り下げはするけれども、経過措置として出してもらうことによって、残りの単位についてはこれとこれはきちんと質を担保しておきますというのだけを確認させてもらえれば、経過措置ということで引き続き効力は有効になるので、それで対応していただくのが多分正規の手続かと思えます。

○関委員 修了証を手にとることができるという理解でいいですね。

○川道緑施策推進担当課長 はい。経過措置をちゃんととっていただければということです。そのかわり、経過措置をとる方にはちゃんと質が担保できていることの証明を何かしら出してもらったら大丈夫です。

○黒沼委員 経過措置という意味なのですけれども、有効期間の延長ということになるわけですよ。

例えば、3年生が4年生になったときの1年間を担保するみたいなことでよろしいのですか。そのための書類にもなるということですね。

○川道緑施策推進担当課長 そうです。主眼としては、更新があと1年で切れるのだけれども、そのときに更新はしないのだけれども、今3年生がいるので、あと1年はというときに使うのを基本的には想定しています。

○黒沼委員 分かりました。

○高松委員 経過措置の期間は、例えばカリキュラムの変更等がある場合には同様に手続を踏むということですか。

○黒沼委員 変更とかになった場合ですよ。

○菊地会長 当然だと思います。要するに、経過措置があっても先ほどの簡易かもしれないけれども、ああいった変更はきちんと出してもらおうと。でないと質の担保はできない。

○川道緑施策推進担当課長 おっしゃるとおりです。カリキュラムの認定した内容が担保できているかという確認に必要なものは出していただくということになります。

○菊地会長 それは経過措置の最低限のルールになるのですね。

○川道緑施策推進担当課長 そうです。認定期間を経過措置として延長しているので、認定期間中と同じ対応で審査させていただくことになると思います。

○菊地会長 ECO-TOPを取るといって入ってきた学生が1年生だった場合は、1年生も含めて4年間が経過措置になるということですから、最大4年間になるわけですね。

○川道緑施策推進担当課長 おっしゃるとおりでございます。

○小林課長代理 恐らくタイミングとしては、例えば、ここでの規定は申請書を出して受理するタイミングから4年間なので、今1年生がいる場合には、その方が4年生で特に留年もせずに卒業できれば救えるとは思いますが。ただ、1年生から入学しましたというところからだと、多分この4年間では救えないのかなと思います。

○高松委員 余計なことかもしれないのですが、今、ECO-TOPプログラムのカリキュラムをおおよそ4年間に分けて割り振ってもらっていますね。経過措置に入るの、なるべく早く切り上げようということで、その割り振りを例えば繰り上げるだとか3年次とか4年次にぎゅっと押し込む申請をしてきたとしても、それは認定基準から外れない限りはオーケーだということですか。

○川道緑施策推進担当課長 そのぐらいの話になると、まずここでの審査を越えていいのではないですかという意見がいただければという形になります。やはり段階を踏んで学ぶべきことなんかもあったりするでしょうから、数字だけ合っていればいいわけではなくて、初めに学ぶべきもの、次のステージで踏むべきものを同時にされては困るということも出てくると思うので、そこは御相談かと思えます。

○黒沼委員 多分、大学がECO-TOPをどう考えているかにかかわってくると思うのです。先ほど言いましたように、資格であれば4年間を担保しなければいけないのです。だけれども、修了証であると、どう考えるかによって多分変わってくると思うのです。非常にお互いのやりとりが難しくなるころかなと思っているのです。できれば修了してほしいですね。

○川道緑施策推進担当課長 まさに資格か、ただの修了なのかという話で、先ほど我々は資格はなかなか難しく、修了のほうかという話をしたのですけれども、だとすると、そこだと資格に比べて価値が一段下がるということに大学側はなると思うので、それにかわる何かインセンティブがセットでないと、修了でもいいからうちの大学でやりたいというインセンティブにならないので、その話も含めて、またこの後ろでいろいろと相談させてもらえればと思います。

○小林課長代理 資格について補足ですが、ECO-TOPプログラムというのは東京都の名簿に登録されるということなので、制度上は登録制度になりまして、登録制度も一般的に広義な意味では資格と言われる場合もあるのかなと。

ただ、行政が行う公的資格ではない。考え方としては公的資格ではないですという言い方になろうかと思えます。

○菊地会長 そのほかに何か御意見や御質問はよろしいでしょうか。

○川道緑施策推進担当課長 先ほどの資料の簡素化をして果たして本当に質が担保できるのかみたいな話で、まずは一回やって検証してみましようというお話で合意をいただいたのですけれども、その担保となるものとして、資料1のプログラム認定要綱の第6条5項に認定後の変更という欄がございまして、必要な書類を出してくださいと。必要な書類の内容についてヒアリングなりをして、必要な場合には調査を行ったり、資料の提出を求めることができると既に明記されてございますので、まさに御懸念の簡素化して本当に見切れるのかみたいな、シラバスの中身が適切ではないとか、先生がかわっていくと内容が変わらないのかとかというものも含めて、もし変更を届け出られたミニマムの書類だけでは確認しづらいというのがあれば、ここの条文をもって資料の提出なりヒアリングなりで確認するという対応することになってございます。それは補足で説明させていただきました。

○菊地会長 申請の見直し等についてはいかがでしょうか。これでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○菊地会長 では、これで東京都の案が認められたということで、これについても今年度からということになるかと思えます。よろしくをお願いします。

一応、これで本日の審議は終わったと思えます。

最後に「5. その他」ですけれども、何か皆様のほうでございますでしょうか。特にないようでしたら、検討会はこれで終了させていただくことにします。どうも御協力ありがとうございました。